

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：大分県					
災害等の種類： 坑外・運搬装置のため（自動車）	発生日時： 令和４年１０月２日（月） １７時４０分頃	罹災者数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当業務経験年数）： １９歳、運搬作業員（ダンプ運転）、直轄、入社６ヶ月、担当業務経験５ヶ月						
罹災程度：頸椎及び腰椎の捻挫（休業日数１０日）						
【概要】 罹災日当日の１３時１５分から、罹災者はダンプトラックを運転し、立坑へ鉱石の投入作業を開始した。 １７時３０分頃、上司の指示により、ホイールローダ（バケット容量 13 m³）とダンプトラック 2 台（いずれも積載重量 90 t、1 台は罹災者運転）での大塊横持運搬作業（大きな鉱石を貯鉱場へ移動）を開始した。 １７時４０分頃、ホイールローダでダンプトラックの荷台（ベッセル）に鉱石を積み込む作業中、4 杯積みの 2 杯目を積み込む際に、積み込みの衝撃で罹災者が運転しているダンプトラックが強く揺れ、その際に、運転手（罹災者）は目眩のような症状を覚えた。　＜写真 1 参照＞ その後、症状が治まったため作業を継続し、作業終了後、現場詰所に戻り自身の運転で退社した。（この時点では、体調に違和感はなかったことから、上司への報告をしていなかった。） 翌朝、罹災者は上半身に痛みを覚え吐き気も感じたため、産業医を受診し、一旦出社して（状況説明等のため）、その後退社した。 診断の結果、罹災者は翌日以降 1 週間程度の休業見込みとなった。						
【原因】 ○立坑投入寸法（1.0m×1.0m 以下）を超える大塊を、通常作業としてホイールローダによりダンプトラックに積み込み運搬していた。　＜写真 2 参照＞ ○大塊を（1.0m×1.4m）を積み込んだ際、ダンプトラックに想定以上に強い衝撃が発生することを予測できなかった。 ○ダンプトラック運転手は大塊が積み込まれる際、身構えたが、想定以上の衝撃が発生した。 ○立坑投入寸法以上の大塊横持運搬作業に係る手順が明確になっていなかった。						
【対策】 以下の対策を実施して作業におけるリスクの低減を図る。 ①身構えても罹災する可能性があると考えられるため、立坑投入寸法以上の大塊は、原則、ダンプトラックによる運搬を禁止する。 ②立坑投入寸法以上の大塊は、原則、ホイールローダによるロードアンドキャリーを行い、一定の場所においてブレーカにより小割（立坑投入寸法以下）後、ダンプトラックに積み込みを行うこととする。						

- ③やむを得ずダンプトラックで大塊を運搬する必要があると作業責任者が判断した場合（運搬距離や運搬量で判断）は、大塊積み込み時にダンプトラック運転手を降車させる等の安全対策を行った上で実施する。
- ④上記①、②、③を実行するため、今回、新たに、大塊横持運搬作業に係る手順、判断基準を明確にした。
- ⑤積込作業において、大塊を積み込むことの危険性（ダンプトラックへの衝撃等）について、新たな作業手順等により関係者に対して再教育を実施する。また、当日行う作業に対して、勤務開始時に行う全体ミーティング後、グループごとにグループKYを実施する。

【参考情報等】

- 決められた作業手順を作業前に確認し実施することは基本です。
- ただし、作業現場の状況によっては、手順等の見直しが必要なケースも出てくることも考えられますので、その際には、作業関係者による十分な打ち合わせやリスク抽出を行い、管理者の了解のもと、必要な措置を講じて作業を実施しましょう。
- 鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。
- <鉱山保安法施行規則>
- （機械、器具及び工作物の使用）
- 第12条 法第5条第1項及び第7条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。
- <鉱業権者が講ずべき措置事例>
- 第10章 機械、器具及び工作物の使用

【お問い合わせ先】

九州産業保安監督部 鉱山保安課 担当者 山田、杉本
電話番号 092-482-5931

災害発生箇所図



